



平成 21 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名：松尾橋梁株式会社
(コード：5913 東証・大証第一部)
代表者名：代表取締役社長 臼井 淳
問合せ先：管理担当執行役員 関上 進
(TEL：072-223-0981)

当社の完全子会社化のための定款の一部変更及び 全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 29 日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付種類株式（下記において定義いたします。）の全部の取得について、平成 21 年 7 月 30 日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株式の株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）と併せて「本株主総会」と総称します。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会における議案が承認可決された場合には、当社普通株式は、平成 21 年 8 月 31 日（月）をもって上場廃止となる予定です。

記

1. 定款の一部変更について

1. 種類株式発行等に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件 1）

(1) 変更の理由

当社の親会社である株式会社 I H I（以下、「I H I」といいます。）は、平成 21 年 5 月 19 日から平成 21 年 6 月 16 日まで当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施し、平成 21 年 6 月 17 日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてご報告申し上げておりますとおり、本公開買付けの結果、平成 21 年 6 月 23 日（本公開買付けの決済日）をもって、当社普通株式 25,886,481 株（総株主等の議決権の数 33,357 個（平成 20 年 12 月 31 日現在）に対する所有割合 77.60%）を保有するに至っております。

また当社は、平成 21 年 5 月 18 日付プレスリリース「株式会社 I H I による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下、「賛同意見表明プレスリリース」といいます。）にてご報告申し上げておりますとおり、当社、I H I 及び株式会社栗本鐵工所の三社の間で、各社が有する橋梁・水門及びその他鋼構造物事業、並びにこれらのメンテナンス事業（以下、「対象事業」といいます。）の統合（以下、「本件統合」といいます。）について協議を重ね、その結果、本公開買付け及び全部取得条項付種類株式を用いた完全子会社化の手続きにより、I H I が当社の発行済株式数の 100%に相当する当社株式を取得し、当社の完全親会社となった後、三社の対

象事業を統合することが、当社の企業価値最大化のために必要なものと判断しております。

以上を踏まえ、当社は、賛同意見表明プレスリリースにてご報告申し上げておりますとおり、IHIの完全子会社となるために、次の事項を実施することといたしました（以下、「本定款一部変更等」と総称します。）

当社定款の一部を変更し、種類株式（A種種類株式）を発行する旨の定めを新設いたします。上記による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下、「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定款変更を行います。（なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。）全部取得条項付種類株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに、上記によるA種種類株式0.00000013株を交付する旨を定めるものといたします。

会社法第171条並びに上記及びによる変更後の当社定款の定めに基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項を付した当社普通株式の株主（但し、当社を除きます。以下、「全部取得条項付種類株主」といいます。）から全部取得条項付種類株式のすべてを取得し、当該取得と引換えに、当社は、各全部取得条項付種類株主に対して、取得対価として全部取得条項付種類株式1株につきA種種類株式0.00000013株を交付いたします。

定款一部変更の件1は、本定款一部変更等のうちを実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）上記は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、定款変更案第6条の2の内容のA種種類株式を設けることとしております。

会社法第171条並びに上記及びによる変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、IHI以外の各株主に対して取得対価として割当てられる当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。かかる株主に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、法令の定める手続きに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その端数の合計数に相当する株式を売却することにより、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付いたします。但し、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をIHIに対して売却すること、または会社法第234条第4項の規定に基づき、当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主が保有する当社全部取得条項付種類株式1株につき金122円（本公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格）の割合で計算した金額とすることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

以上のとおり、定款一部変更の件1は、本定款一部変更等のとして、当社が種類株式発行会社となるための規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。また、本件統合後の事業展開のため、定款第2条所定の目的に水門事業を追加いたします。なお、単元未満株式の売渡請求権については採用しないこととしましたので、当社定款第9条及び第10条第(4)号については削除し、その他、条文の削除に伴い、必要な条数変更を行います。

なお、定款一部変更の件1に係る定款変更の効力発生日は、平成21年7月30日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 橋梁、鉄骨、鉄塔その他構造物の設計、製作、施工、診断および補修</p> <p>(2)～(15) (省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9,970万株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 <u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 橋梁、鉄骨、鉄塔、<u>水門</u>その他構造物の設計、製作、施工、診断および補修</p> <p>(2)～(15) (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>99,700,000株とし、このうち普通株式の発行可能株式総数は99,699,990株、A種種類株式の発行可能株式総数は10株とする。</u></p> <p>(A種種類株式)</p> <p>第6条の2 <u>当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき、1円(以下、「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p>

<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p> <p>第11条～第20条(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条～第48条(省略)</p>	<p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(削除)</p> <p>第10条～第19条(現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第19条の2 第14条、第15条、第16条、第18条、第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2.第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3.第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第20条～第47条(現行どおり)</p>
--	---

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件2)

(1) 変更の理由

定款一部変更の件2は、定款一部変更の件1の「1. 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社がIHIの完全子会社になるために、本定款一部変更等のうちとして、定款一部変更の件1による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。定款一部変更の件2が本株主総会で承認され、定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式はすべて全部取得条項付種類株式となります。

また、本定款一部変更等の後、株主総会の決議によって当社は、全部取得条項付種類株主から全部取得条項付種類株式を取得しますが(本定款一部変更等の)、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付種類株主に交付する取得対価は、定款一部変更の件1における定款変更案により設けられる当社A種種類株式とし、当社が全部取得条項付種類株式1株につき、全部取得条項付種類株主に交付する当社A種種類株式の数は、IHIを除く全部取得条項付種類株主に対して当社が交付する当社A種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.00000013株としております。

なお、定款一部変更の件2に係る定款変更の効力発生日は、平成21年9月4日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、定款一部変更の件1による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、定款一部変更の件2による定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件1の承認が得られること及び本種類株主総会において定款一部変更の件2の

追加変更案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 21 年 9 月 4 日をもってその効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更の件 1 による変更後の定款	追 加 変 更 案
(新設)	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第 6 条の 3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によって、その全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.00000013 株の割合をもって交付する。</u></p>

全部取得条項付普通種類の取得の件

1. 全部取得条項付株式の取得を必要とする理由

定款一部変更の件 1 の「1. 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、本定款一部変更等のうちとして、会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 1 及び定款一部変更の件 2 による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付種類株主から全部取得条項付種類株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、全部取得条項付種類株主に対し取得対価として、定款一部変更の件 1 による変更後の定款により設けられる当社 A 種種類株式を交付するものであります。

全部取得条項付種類株式の取得が株主総会にて承認可決された場合、I H I を除く全部取得条項付種類株主に対して交付される取得対価としての当社 A 種種類株式の数は、1 株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付種類株式 1 株につき、新たに発行する当社 A 種種類株式を 0.00000013 株の割合をもって交付される予定です。このように割当てられる当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる全部取得条項付種類株主に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付種類株式の取得が承認可決された場合に、全部取得条項付種類株主に割当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可を得た上で、I H I に対して売却すること、または会社法 234 条第 4 項の規定に基づき、当社が買取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、全部取得条項付種類株主が保有する当社全部取得条項付種類株式に 122 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付種類株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付種類株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 1 及び定款一部変更の件 2 による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付種類株主に対して、その所有する全部取得条項付種類株式 1 株につき、当社 A 種種類株式を 0.00000013 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 21 年 9 月 4 日といたします。

(3) その他

全部取得条項付種類株式の取得は、定款一部変更の件 2 に定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

・ 上場廃止の予定について

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は平成 21 年 7 月 31 日から平成 21 年 8 月 30 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 8 月 31 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所において取引することはできません。

・ 定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関する日程（予定）

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 21 年 7 月 30 日（木）
種類株式発行に係る定款変更（上記の定款一部変更の件 1）の効力発生日	平成 21 年 7 月 30 日（木）
整理銘柄への指定	平成 21 年 7 月 31 日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成 21 年 8 月 28 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成 21 年 8 月 31 日（月）
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式交付の基準日	平成 21 年 9 月 3 日（木）
全部取得条項に係る定款変更（上記の定款一部変更の件 2）の効力発生日	平成 21 年 9 月 4 日（金）
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 9 月 4 日（金）

以 上